

松阪地区広域消防組合から住民の皆様へ大切なお知らせです。

地域住民の皆様の安全と安心のために

重大な消防法令違反の公表

建物をホームページで公表します。

～違反対象物公表制度～

違反対象物公表制度とは？

建物を利用する皆様が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手して、建物の利用について判断できるように、消防職員が立入検査で確認した重大な消防法令違反をホームページで公表する制度です。

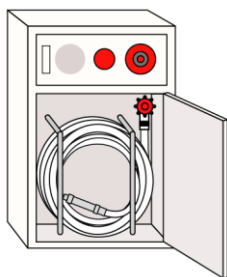
公表の対象となる建物は？

飲食店、ホテル、物品販売店など不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設、保育所など避難することが難しい方が利用する建物です。



公表の対象となる違反は？

建物に法律で義務付けられた消防用設備「**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、**自動火災報知設備**」が設置されていない重大な消防法令違反です。



違反対象物公表制度については、下記にお問い合わせ又はホームページで確認できます。

松阪地区広域消防組合

消防本部予防課 0598-25-1412
松阪中消防署 0598-25-1416
三雲分署 0598-56-2536
飯南分署 0598-32-2605
飯高分署 0598-45-0203

松阪南消防署 0598-21-6014
多気分署 0598-38-2509
松阪勢和分署 0598-49-2124
松阪北消防署 0598-42-2334
明和消防署 0596-52-5600

<http://www.mie-matsusaka119.jp>



違反対象物公表制度の概要

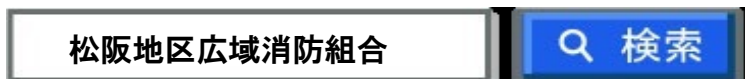
公表の時期は？

消防職員が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日を経過してもなおその違反が認められる場合に公表します。



公表の方法は？

松阪地区広域消防組合のホームページでお知らせします。



公表する内容は？

建物の名称、所在地、違反の内容などです。

制度の開始時期？

平成**30**年**4**月**1**日からです。



建物関係者の皆様へ

重大な消防法令違反の多くは無届の増改築や用途変更により発生しています。増改築工事や用途の変更を計画されている建物関係者の方は必ず事前に消防本部予防課までご相談ください。

1. 増築や改築，隣接している建物との接続を行う場合。
2. 飲食店，物品販売店舗，宿泊施設，病院，福祉施設等の用途が新たに入居する場合。
3. 窓等の開口部を塞いでしまう場合。